

精華町教育委員会議事録

令和3年（第3回）

1 開 会 令和3年3月25日(木) 午後2時00分
閉 会 令和3年3月25日(木) 午後4時00分

2 出席委員 川村教育長 新司委員 岡島委員 松下委員
井上委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	林田総括指導主事
俵谷学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第3回教育委員会の開会を宣言。

川村教育長 岡島委員が3月29日をもって任期満了となる。岡島委員におかれては、この4年間、教育委員会において、保護者としての視点から多くの貴重な意見をいただいたほか、諸般の行事にも積極的に参加いただくなど、本町教育の発展に貢献いただいた。改めて感謝申し上げたい。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和3年第2回教育委員会の議事録について説明。

井上委員 議事録に直接関連はしないが、前回の教育委員会において予算の説明があったので、ここで質問させていただきたい。前回の教育委員会のあと、全日本私立幼稚園連合会の使途不明金の問題が報道されている。町内の私立の3幼稚園に対しては、補

助金等も予算計上されているが、教育委員会と私立幼稚園との関係性について教えていただければと思う。

学校教育課長 私立幼稚園関係助成事業としては、全体で約1,800万円の予算があるが、そのほとんどは保護者に対する負担軽減のための補助金で、園児一人当たり月額3,000円を補助しているほか、幼稚園の大会に対する補助なども行っている。幼稚園の運営に対する補助としては、1園当たり20万円の基本額に本町在住の園児数に3,000円を乗じた額を加えた額を補助しており、3園で約180万円となっている。補助金等の事務的な手続きでやりとりはあるものの、所管としては直接京都府になっており、町としては指導や助言を行う立場にない。先ほどの運営補助金についても、本町には公立幼稚園がなく、町内の幼稚園教育を担っていただいているという観点から補助を行っているものである。今回の事件については、全国的で大規模なものであるため、何かの機会を通じて、影響の有無などについて各園に確認してみたいと思う。

新 司 委 員 全国の国公立幼稚園のPTA関係団体に関する仕事をしていたことがあり、この件については注目している。私の所属していた団体では、各幼稚園から負担金を集めて、活動を行っており、全国大会や地域ごとの研究会などを開催していた。団体の性格は少し違うかもしれないが、収支決算は明確になっていたことから、今回の幼稚園連合会での使途不明金が4億円にも上っていることには非常に驚きである。

【採 決】

・ 全員承認

(3) 教育長報告事項

4月1日の町内の教職員の人事異動について、3月17日に内示を行った。また、管理職の異動に関しては、前回の教育委員会において議案として提案し、可決いただいたところである。件数を申し上げると、校長では、退職が1件、転出が1件、転入が2件となっており、教頭から校長に昇任して転出したもの

が1件あった。教頭では、転入が1件、教頭に昇任しての転出が1件、町内での異動が3件となっている。これには総括指導主事の交替が含まれている。

次に、一般職の異動について、定年退職が小・中学校の合計で4件、普通退職1件であった。他の市町村への転出が10件、行政への転出が1件、一方で、転入が7件、行政からの転入が2件となっている。町内での異動が8件あり、また、新規採用は7名であった。合計で40件の異動であるが、昨年が43件、一昨年が46件で、例年と同規模かやや少ない規模となっている。再任用については、1年ごとの任用と退職になっており、一旦退職した方が7名で、7名採用という形になっている。

(4) 議決事項

議案第8号 精華町立中学校部活動指導員任用規則制定について

教育部長 【提案説明】

本町では町立中学校における部活動指導のために部活動指導員を任用しており、現在は会計年度任用職員制度により勤務条件等を提示している。より明確な勤務条件等の提示を行い、適正に任用するため、新たに教育委員会規則として制定を図るものである。

松下委員 当該規則については、国や府教委から規則案の基本となるひな形のようなものは示されているのか。

学校教育課長 規則の文案のようなものまでは示されていない。国の法改正により、部活動指導員の任用にあたっては、規則等の整備を行うことが盛り込まれており、必要な要件等について定める規則を制定するものである。

松下委員 まず、第4条第1項第2号に「安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導」とあるが、この障害予防という記述について、部活動の指導の中で重大な事故等の発生により障害を負うような事態を予防するという解釈か、それとも単純に怪我を指すものか、教えていただきたい。次に、同条の第3項の記述内容について、指導員のみを部活動の顧問とする場合には、当該部活動を担当する教諭等を指定して、必要な職務に従事させる

とあるが、読み方によっては複数体制を取るようにも読むことができる。この内容の解釈について教えていただきたい。

学校教育課長　　まず、1点目の障害予防について、ここでの文言の意味としては、後々まで残るような障害も含めた怪我など、すべてを予防するという観点での規定である。次に、顧問に関する内容について、これについては指導員が顧問をすることができるという規定であるが、指導員だけが顧問する場合にも学校として一定の関係性や責任関係を示しておく必要があるため、教諭にも必要な職務に従事させることで、指導員だけに任せっきりにならないよう、当該規定を設けるものである。

松 下 委 員　　2点目の顧問に関する規定について、結局、部活動に担当の教諭を指定するのであれば、指導員と教諭の2人体制となり、現行の制度と変わらないのではないか。教諭は顧問ではないが、一定の職務を指定して従事させるのであれば、同じように思える。現行制度とこの規則の制定による変更点について、教えていただきたい。

学校教育課長　　現行の制度を変えるための規則制定ではなく、現行の制度を明確にするため、改めて規則制定をするという趣旨である。部活動指導員の任用にあたり規則を制定することで、役割や勤務条件等を含めて明確化するものである。

松 下 委 員　　そうなると、現行の制度上、この指定された教諭は、顧問に当たるものと考えられる。教育委員会の考え方と、現場の校長や教諭の考え方や実際の動きが違うと、混乱が生じる恐れがある。学校現場では、複数顧問の体制を採る場合があり、その場合には顧問と副顧問のような名称で呼んでおり、これに近いのではないかと理解する。この指定される教諭についても、顧問若しくは副顧問として位置付けた方が良いのではないか。

部活動については、校務分掌の1つであり、現在であれば年度当初に顧問を決めているが、この顧問ではない教諭を指定する場合、どのように位置づければよいのか、何か新しい定義付けや現場への説明が必要であると考えます。

教 育 部 長　　基本的な考え方を申し上げますと、部活動指導員については外

部の指導者であり、子どもたちに対して責任を負う教諭とは立場が違う。部活動指導員には、部活の指導をするいわゆる顧問としての役割は担ってもらいが、子どもたちに対する様々な責任については、やはり教諭が担うべきものであるという考え方である。

また、今後の部活指導の方向性について、必ずしも教員が担うとは限らない。文科省の方針として、特に土日については、今後は地域で部活指導を担っていくというものである。そうになると、部活動を指導するいわゆる顧問と、部活動についての責任を担う立場の教諭の役割分担について、現在は重なっている部分が、次第に別のものに分かれてきて、部活指導の形態が変わってくるのが想定される。部活動指導員が顧問になり、教員が部活指導に関わらない状態になった際に、部活動に関しては完全に外部の方に任せてしまっていて、学校が責任を負わないのかとなると、そうはならない。学校として当該部活動に対して責任を持つ教員を担当者として選任しておき、10項目の中の一部について従事させることとなり、顧問とは別の役割を想定しているものである。

学校教育課長 先ほどからご質問いただいている内容で、確認できた部分があるので説明させていただく。この規則制定については、平成29年3月14日付けのスポーツ庁次長、文化庁次長、文部科学省の初等中等教育局長の連名による「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」という通知に基づくものである。この通知の中で、部活動指導員に係る規則等の整備を進めることとされており、今回提案させていただいた規則の条文については、通知の内容を参考として作成したものである。

教育部長 規則の条文の内容については、学校教育課長から説明申し上げたとおりであるが、松下委員から意見をいただいたように、顧問として部活動指導員を任命し、顧問ではない部活動を担当する教諭を指名するような状況が生じる場合には、制度を明確化するとともに、学校現場に誤解や混乱が生じないように、丁寧に説明させていただきたいと考えている。

松下委員 国からの通知の件については理解した。その上で、今、教育部長からあったように、これまでの学校での部活動の経過や制度、変更点などを整理した上で、学校現場に混乱が生じないように、説明をお願いしたい。

井上委員 部活動指導員に関連して、ちょうど今の時期にSNS等が賑わっている。その内容としては、中学校の教員が部活の顧問を拒否するという話題であり、そのように考える教員が増えてきている。さらに、最近の給特法の改正と教職員の働き方改革の動き、また、部活動指導は超勤の4項目に該当しないことなどを受けて、ますます広がってきている。精華町では、まだそのような話は聞こえてこないが、全国的に広がっていくと思われる。教育部長の説明にあったように、教員が部活動を担当せず、地域が担っていくような新たな形へと移行していくことが、いずれは避けられなくなると思う。今回、文科省がはっきりと示したことで、加速度的に進んでいくのではないかと考えている。この議案のように、部活動指導員の任用について明確に定め、今から雇用を進めていくことは大切であると思う。

新司委員 部活動指導員として任用する方について、資格要件はあるのか。また、外部人材が学校教育の中に入っていくことが加速する中で、そのような人材には教員免許を持った方が指導に当たることが望ましいと思うが、その点はどうか。学校教育と部活動を切り離すべきではなく、学校教育の課程の一環として捉えるべきと考えている。部活動を担う方については、学校職員の一部として、教員としての知識や心構えを持ち、研修や校長の指導を受けた上で、業務にあたる体制が必要であると思う。

松下委員 新司委員の指摘された点については、第3条の任用の部分の記述で、「指導するスポーツ、文化、科学等に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する十分な理解を有し」とあるのが部活動指導員の要件であり、教員免許や学習に関する内容については触れられていない。

学校教育課長 松下委員のおっしゃられたとおり、特に教員免許などが必要という規定はなく、第3条に記載のとおり、「指導するスポー

ツ、文化、科学等に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する十分な理解を有する」ということが要件である。ただし、採用に当たっては、面接などを経た上で決定することになるため、要件に該当するか否かをしっかり確認した上で、採用したいと考えている。

教育部長 補足として、新司委員がおっしゃったとおり、教員免許を有する方が望ましいということは、事務局としても同様である。ただし、現状、部活動指導員に限らず、講師などの教員の確保が非常に厳しい実態がある。実際の採用に際しては、教員免許を有することを理想としながらも、そこに固執せず、部活動に関する専門的な知見を有する方で、第3条に規定されている要件を十分に確認した上で、学校が必要とされる方を任用していきたいと考えている。

井上委員 私は、大学で教員を目指す学生の支援をしており、そこでの経験から申し上げれば、教員免許を有しており、部活動指導員になるような講師の層はほとんどいない。さらに教員免許が更新制になったことも影響している。私も現在、2回目の更新で、免許更新講習を受けているが、一般の方で免許を持っていた方の免許が失効してきており、今後はさらに進むと思われる。教員免許を有する方が部活動指導員となることが望ましいが、非常に難しいと感じる。

松下委員 部活動については、戦後、大きく変遷してきており、私たちの若い頃は、子どもも教員もすべて部活動に参加し、指導していた。私が40歳ぐらいの頃には、教育課程の中に部活動が位置づけられ、全員強制的な加入ではなく希望制になった。その頃から、サッカーや野球などは社会体育として取り組む子どももいて、そういう子どもたちは学校の部活動に参加しないようになってきた。その中で、井上委員がおっしゃったように、部活動の指導をしない教員が出てくるなど、社会の変化とともに部活動も変化してきている。そのような経過については理解しているし、当然、部活動指導に関わる制度も変化していくものと考えている。しかし、そこで大切なことは、現場がどう理解

し、取り組んでいくかということであり、今回の制度を進めていく際には、丁寧に説明し、現場の理解を得た上で進めることを重ねてお願いしておきたい。

川村教育長 本件に関して、松下委員からいただいた意見を十分に踏まえ、当該制度を進める際には、現場に丁寧に説明し、理解を得た上で進めていきたい。新年度の校長会において説明予定であるが、私と事務局が責任をもって、その点について徹底する。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第9号 令和3年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

教育部長 【提案説明】

令和3年度の精華町学校教育・社会教育指導の重点を策定するため、提案するもの。詳細については総括指導主事から説明する。

総括指導主事 昨年度の指導の重点からの主な変更点を中心に説明させていただく。まず、学校教育指導の重点においては、「1 学校経営の基本事項」の(3)において、昨年度は、臨時休業期間中の学習指導や学校再開後の授業の回復措置に努めるとの内容があったが、今年度については、「コロナ禍における効果的な教育活動を研究し、推進を図る」に変更した。次に、(4)では、GIGAスクール構想に基づく情報通信環境の整備や一人1台端末の導入を図る旨の記載があったが、これらの整備は令和2年度中に完了するため、「GIGAスクール構想により整備された一人1台の情報端末を日常的に用いる教育活動を展開するとともに」へ変更した。次に、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の(9)について、新型コロナウイルス感染防止のための「行動・生活様式」という表現を使っていたが、国では「新しい生活様式」という用語が使用されているため、変更している。次に(12)では、1の(4)と同様に、昨年度は端末の導入や情報通信環境の改善を図るといった表現であったが、「整備された情報通信環境」、「一人1台の情報端末を積極的

に活用し」に変更している。

続いて、社会教育指導の重点について。「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の（１）に、「また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動支援に努める」を追記した。次に、「5 教育の質を高める環境の整備」の（２）について、「住民が利用しやすい施設として、様々な活動機会を提供する」を、「コロナ禍においても住民の心身ともに健康な日常生活の維持に寄与できるような対策を取りながら、様々な活動機会を提供する」に変更している。

松 下 委 員

検討が必要な内容を何点か申し上げたい。次年度への課題としていただいても良いが、可能であれば変更をお願いしたい。まず、最も大きな点としては、学校教育の内容では、「1 学校教育の基本事項」の（３）に、新型コロナウイルスに係る対応についての記述があるが、社会教育の内容では、「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の（１）と「5 教育の質を高める環境整備」の（２）に、個別の事案に関する内容としての記述があるのみで、全体としての対応に関する記述がない。学校教育以外の教育はすべて社会教育の範疇であり、非常に幅広い取組が含まれることから、全体としての新型コロナウイルス感染症対策に関する記述が必要であると思う。学校教育と同様に、冒頭の基本的事項のような形で記載した方が良いと考える。

以降は少し細かくなるが、学校教育から順に申し上げていく。まず、「1 学校経営の基本事項」の（２）に「学校経営、指導方法の改善推進に努める」とあるが、学校経営は全体に関わる部分であり、指導方法の改善はその一部であることから、並列での記述ではなく、「学校経営を行い、指導方法の改善に努める」のような表現の方が良いと思う。次に、（３）の今回改正した部分について、「教育活動を研究し、推進を図る」とあるが、研究とあると時間がかかるイメージになるので、「教育活動の推進を図る」と言い切った方が良いと思う。次に、（５）に「信頼感のある学校を目指す」との記述があるが、こ

のような場合には、「信頼される学校」という表現が使われることが多く、その方が望ましいと思う。(6)の保幼小中の連携に関する記述について、精華町では保幼小の連携が随分前から進められている。その点で言えば、「児童生徒の学習の連続性」という記述があるが、この中に保幼が入っていない。現在では、山城地域や府教委でも保幼小の連携に関する会議があるなど、取組が進められていることから、ここに保育や幼児教育に関する内容が入っていないことが気にかかる。

次に、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の(2)について、精華町では、山城教育局管内での「やましろ授業スタンダード」の実践に加えて、精華町学力向上推進委員会において、例年、学力診断テストの分析を行うとともに、精華町の授業スタンダードを示されていると思う。非常にうまくまとめられており、良い取組であると思うので、学校教育指導の重点に盛り込んでいただきたい。指導の重点に挙がることにより、教員がそれを意識して実践することにつながるため重要であると思う。続いて、(3)ではキャリア教育についての記述で、「組織的・系統的なキャリア教育を推進」とあるが、まずは計画し、それを系統立て、そして学校間、また行政や企業などと組織的に取り組むという流れになると思うので、「計画的・系統的・組織的な」という記述の方が良いのではないか。また、(5)の生徒指導に関する内容について、児童生徒と教職員、児童生徒相互の人間関係に関する記述があるが、非常に重要なことであるので、この点は学校現場に強く伝えていただきたい。次に、(6)と(9)の項目の表記に気に係る点がある。他の項目は、充実や推進といった言葉で締めくくられているが、この2項目はそうならないので、(6)であれば「不登校の未然防止と課題の解決」、(9)は「健康教育・薬物乱用防止教育の充実」のような表記が良いのではないかと思う。また、この健康教育・薬物乱用防止については、私ぐらいの年齢になると体がいうことを聞かなくなってくるが、振り返って考えてみると、小・中学校の頃からの健康教育、例えば、正しい姿勢や規則正

しい生活など、先生からの指導が大切であったと感じる。それを踏まえると「健康な心身を育む」の前段に「生涯にわたって」という言葉が必要なのではないかと思う。次に、(12)に「個別最適な学び」とあるが、これは国などから出ている文言になるのか。これまでの一般的な表現では、「一人ひとりの児童生徒の最適な学び」となるのではないかと思う。

次に、「4 家庭・地域社会の教育力の向上」の(2)に「取組みを推進していく」とあるが、「取組み」の送り仮名の有無が統一できていない。また、「推進していく」ではなく、「推進する」の方が良いと思う。

次に、「6 教育の質を高める環境の整備」では、教員個々の学びや研修についての記述はあるが、全体として、学校として研修をどう考えるのかという記述がなく、その点が必要であると感じる。(3)の「指導力量の継承」では、初任者や若手教職員を中心に書かれているが、最近では社会情勢の変化が激しく、それに合わせて指導方法も変わってきており、初任者や若手だけではなく、全体としての研修などが必要と考えられるので、指導の重点においてもその点を考慮する必要がある。

社会教育指導の重点においては、大きくは最初に申し上げた新型コロナウイルスに関する全体的な記述について、冒頭の「はじめに」に追記する方が良いと思う。次に、「4 命を守り、人権を大切に作る共生社会づくり」について、「障害のあるなしにかかわらず」との記述については、「障害の有無にかかわらず」の方が良いのではないか。これに関連して、学校教育の指導の重点の5の(1)にある「差別の無い」は平仮名で「ない」と表記した方が良い。

新 司 委 員

松下委員の意見について、詳細に確認されており、内容についても賛同する点が多いと感じた。指導の重点については、2月の教育委員会定例会で原案として報告を受けており、この3月の教育委員会定例会で議案として提案されているが、今後の話として、3月に議案として提案されるまでの間で、協議をする機会を設けた方が望ましいのではないかと思う。

教育部長 新司委員のおっしゃった件について、指導の重点の原案については、前回2月の教育委員会において資料配布し、確認をお願いしたところである。指導の重点については、4月1日から町内の全小・中学校において適用すべく、今回、議案として提案させていただいたものであるが、先ほど、松下委員から重要な観点での意見をいただいたことを受け、今後に関しては、議案として提案させていただく前に、委員の皆様から意見をいただく機会を設けさせていただく方向で検討したい。

川村教育長 教育部長が申し上げたとおり、次年度については、2月の教育委員会で意見をいただき、それを反映した内容をもって3月に議案として提案させていただくこととしたい。

井上委員 以前、府教委の指導の重点については、全教職員に配布していた記憶があるが、精華町ではこの指導の重点をどのように取り扱っているのか。

総括指導主事 4月の校長会において校長に対して説明した後、各学校において、職員会議の場で確認し、前年度からの変更点や、精華町として当該年度に取り組むべき内容について、校長から説明している。

井上委員 各学校では、教育目標等を作成されていると思うが、各校長はこの指導の重点を意識して、目標等を作成されているのか。

総括指導主事 指導の重点があり、その上での教育目標等であるので、指導の重点の変更に伴い、スクールマネジメントについても修正や変更を行っている。

井上委員 学校評価の関係では、PDCAのサイクルを回す中で、学校がより良い方向に向かっていくと思うので、指導の重点に基づくスクールマネジメントを全教職員が意識することは、非常に大切であると思う。少し時間をとってでも、各学校で確認し、意識を共有して行ってほしい。

川村教育長 他に内容に関する意見等がないようであれば、松下委員からの意見について整理、検討していきたい。指導の重点については、4月から学校現場で適用していくものであり、本日、議決することが望ましいと考えている。この場で協議した上

で、議案を修正させていただき、本日、改めて提案させていただきたいと思う。

それでは、まず、学校教育の指導の重点について、1の(2)の「学校経営、指導方法の改善推進に努める」については、「学校経営を行い、指導方法の改善に努める」へ修正。(3)の「教育活動を研究し、推進を図る」については、「教育活動の推進を図る」に修正。(5)の「信頼感のある学校」については、「信頼される学校」に修正。以上の3点について、他に意見や異議がないようであれば、この内容で修正させていただきたい。

続いて(6)について、前段では保幼小中の相互連携を深めるとの内容があるが、学校教育指導の重点であることから、直接所管していない保育所と幼稚園については記述せず、小・中学校に視点を置いて記述したものと考えている。

松 下 委 員 私の認識としては、例えば、幼稚園での教育内容や様々な活動があり、それを小学校の低学年でどのように引き継いでいくのか、また、それを学力とどのように結びつけていくのか。逆に、小学校の低学年ではこのような活動に取り組むので、幼稚園ではここまでお願いしたいといったことがあると思う。それが小・中学校の学力に結びついていくと思うので、この連続性が読み取れるような記述が良いのではないかと。

川 村 教 育 長 松下委員の意見は理解できるので、「児童生徒」を「子どもたち」とすることで、保幼も含めた表現にしてはどうか。

松 下 委 員 その表現で良いと思う。

川 村 教 育 長 次に、2の(1)について、精華授業スタンダードを追記すべきとの意見であるが、事務局から何かあるか。

総括指導主事 精華授業スタンダードについてであるが、精華町学力向上推進協議会において、「精華授業スタンダードの確立に向けて」という内容をまとめているが、精華町全体として統一した授業スタンダードがある訳ではなく、「やましろ授業スタンダード」を基にして、各学校の目標等を踏まえた上で発展させて作成していただくこととしている。各学校の目標やスタイルに合

わせて、それぞれ独自で作成しているというのが実態である。

松下委員 「精華授業スタンダードの確立に向けて」の資料の中で示されているA、B、C、Dの項目が、精華授業スタンダードで、これに基づいて指導しているものと考えていたが、そうではなく、これを基に各学校でチェックリストなどを作成しているということになるのか。

総括指導主事 そのとおりである。

川村教育長 それでは、この点については原案のとおりとする。

(3)のキャリア教育に関する内容について、「計画的・系統的・組織的な」に修正すること。また、(6)と(9)について、「不登校の未然防止と課題の解決」という表現、「健康教育・薬物乱用防止教育の充実」という表現にそれぞれ修正するとのことであるが、これに関して意見や異議がなければ、このとおり改めたい。

次に、(9)の冒頭に「生涯にわたって」を挿入することについて、特にこれによって記載内容の意味が変わってしまうということはないと思うが、事務局としてはどうか。

総括指導主事 問題ないものとする。

川村教育長 それでは、この点についても挿入することで修正したい。

次に、「とりくみ」の漢字表記にばらつきがある点について、名詞として使用している部分については、すべて送り仮名を削除して「取組」に改めることとする。また、「推進していく」について、「推進する」として修正したいと思う。

次に、2の(12)、「個別最適な学び」という記述について、事務局から説明等あるか。

総括指導主事 最近、特にGIGAスクール構想の実施に伴って、頻繁に出てくるようになったキーワードであり、令和の学校教育スタンダードになってくるものと考えられる。

川村教育長 これについては、GIGAスクール構想でのICT機器を活用した教育を進める中で出てきた表現であり、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じて、個別に学習を進めるというものであり、この記述については原案のままをしたい。

5の(1)について、「差別の無い」については、平仮名の「ない」に修正とする。

6について、教職員や学校全体として研修等をどう捉えるかという点については、(1)の冒頭に、「各学校は、常に学び高め合う教職員組織作りを目指し、校内研修の精選と工夫改善に努めると共に、所属教職員のために、関係機関による研修の受研機会を積極的に確保するよう努める」との一文を追記することとしたい。また、これに合わせて、(5)の「各学校は、学校行事、会議、研修、事務等」の記述から、「研修、」を削除することとしたい。特に意見や異議がなければ、ここまではこの内容に改める。

続いて、社会教育指導の重点について。「はじめに」の部分に、新型コロナウイルス感染症対策に関する社会教育全体としての表現が必要ではないかとの意見であるが、事務局としてはどうか。

生涯学習課長 「はじめに」の部分の2段落目の後段、「学習活動を支援することを柱に、」の後に、「新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策をとりながら、」を挿入することとしたい。また、これに合わせて、3の(1)に追記していた新型コロナウイルスに関する内容を削除し、5の(2)についても、新型コロナウイルスに関連して昨年度から変更した点について、表現を元に戻すこととしたい。

川村教育長 松下委員の意見を受け、事務局から修正内容の提案があったが、特に問題なければ、この内容をもって修正させていただきたい。

次に、4の(2)については、「障害の有無に関わらず」と修正することとしたい。

以上、議案第9号に対していただいた意見について、修正内容の確認を行ったが、これについて、全体をとおして意見などあればお聞かせいただきたい。

川村教育長 特になければ、この修正した内容をもって、改めて議案第9

号について提案するとともに、採決を行いたいと思う。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第10号 令和3年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

議案第10号は、個人に関する情報を審議することから、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

教育部長 【提案説明】

精華町奨学金条例及び精華町社会福祉基金条例、その他この条例に関する施行規則に基づき、学生の向学心を助長すること、また、本町における社会福祉事業の一環として、奨学金については学生に、社会福祉奨学金については学生の保護者に対し支給するものである。

今年度の対象者については16名である。資格要件としては、奨学金については、学生が町内在住で、府内外関係なく高等学校もしくは同程度の学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者。社会福祉奨学金については、扶養者が精華町内に居住し、生活困難のために学資の負担に耐えられない者で、府内外関係なく高等学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者となっている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和2年度精華町議会定例会3月会議について

3月1日から来週29日までの会期で開催されており、杉浦町長の令和3年度施政方針に基づく令和3年度予算案の審議、各会派からの代表質問、各議員からの一般質問などがあつた。教育委員会に関連する内容を中心に報告させていただく。

まず、提出議案については、第1号議案として、3月29日の任期満了をもって退任される岡島委員に代わり、新たに高岡いずみ氏を教育委員に任命するための任命同意を求める議案が町長から提案され、全会一致で同意をいただいた。

代表質問では各会派から質問があり、内容としては、教育環境や防災食育センターの建設、小学校での35人学級の実施、体育館の空調整備、ICT関連、特別支援などの人的配置の充実、がん教育、図書館での企画展示を求めるといった内容で、これらに対する教育委員会の考え方について、川村教育長から答弁させていただいた。また、一般質問では、コロナ禍での教育現場の現状、いじめ関連、学校検診、就学援助制度、体育施設の指定管理者制度の現状と評価などについての質疑があった。

議会日程としては、各委員会での審議は終了しており、29日の本会議での委員長報告と採決を残すのみとなっている。新年度予算が可決されたあかつきには、4月1日からの新年度の開始とともに、各種の事業の円滑な実施に向けて取り組んでいきたい。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象は1件。不登校は9名となっている。

(2) 中学校

2月の問題事象は2件。不登校は38名となっている。

不登校については、各学校において、本人、保護者との連絡を取って状況を把握している。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

2月の重災害事故報告はなし。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象の発生については、前年度よりも減少している。引き続き、指導の充実とともに、未然防止に努めていきたい。

長期欠席について、小学校は前年度と比較して、全体的に若干の減少となっている。中学校では、前年度と比較して増加の傾向にある。引き続き家庭と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

生涯学習課長 1 東京オリンピック聖火リレーについて

本日が聖火リレーのスタートとなっており、福島県を皮切りに121日間かけて日本全国を回る。本町では、5月26日の水曜日、午後2時40分から午後3時2分の間で行う計画である。光台にあるパナソニック株式会社先端技術研究所付近をスタートとし、けいはんな記念公園の東の端までの約1.7キロを9名のランナーがトーチをつないで走る。ランナーについては、昨年から変更はないと聞いているが、正式な発表は来週に予定されている。

(6) 後援関係

2月から3月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が5件で、生涯学習課関係の内訳は、社会教育係が4件、社会体育係が1件、図書係は0件である。

(7) 4月の行事予定

4月1日には教職員の着任式と辞令交付式が実施予定であり、教育委員各位には出席をお願いする。

4月6日には小学校の始業式、翌日7日には小学校の入学式と中学校の始業式が、4月8日には中学校の入学式を予定している。小・中学校の入学式についても、教育委員各位に出席をお願いする。

また、入学式については、先日開催された小・中学校の卒業式と同様に、来賓や在校生の出席を取りやめるなど、規模を縮小するとともに、式典の簡素化による時間短縮を図るなど、感染対策を徹底した上での開催となる。

(8) 閉会

教育長が第3回教育委員会の閉会を宣言。